

## 5 体罰根絶に向けて

「指導が困難な児童生徒の対応は組織的に行う」

「自身の体罰に関する認識を再確認する」

怒りでは 子どもに届かぬ その言動

### 体罰を生み出す背景

#### (1) 教職員の指導力不足

自分の指導が児童生徒の内面に入らない「焦り」により、自分の感情を抑えられない。

#### (2) 体罰を容認し、正当化する誤った考え方

「ある程度の体罰が児童生徒の教育には必要であり、教育的にも有効である。」という考え方が根深く残っている。

#### (3) 体罰の再生産

部活動等において、「自分は体罰を受けたことによって技術が向上し、試合で勝利した。」等、教育の効果が体罰にあると認識し、自らも体罰を行ってしまう。

## 体罰

#### (4) 教職員間の協力体制やチェック機能の不足

教職員が孤立し、他の教職員の協力が得られずに指導がうまくいかない。

#### (5) 学校と保護者・地域との認識の違い

保護者・地域が、時に体罰を含めた強い指導を期待するなど、学校の指導方針との間の認識の違い。

東京地裁 平成8年9月17日判タ919号182頁「判旨」より

戦後50年を経過するというのに、学校教育の現場において体罰が根絶されていないばかりか、教育の手段として体罰を加えることが一概に悪いとはいえないとか、あるいは、体罰を加えるからにはよほどの事情があったはずだというような積極、消極の体罰擁護論が、いわば国民の「本音」として聞かれることは憂うべきことである。

### 体罰の防止と組織的な指導体制

#### (1) 学校が取り組むべきこと

学校は、指導が困難な児童生徒の対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱え込んだりするのないう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すことが必要です。



アンガーマネジメント

カッとなったら6秒待つ！

#### (2) 教員が取り組むべきこと

教員は、決して体罰を行わないよう、平素から、いかなる行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解しておく必要があります。また、機会あるごとに自身の体罰に関する認識を再確認し、児童生徒への指導の在り方を見直すとともに、自身が児童生徒への指導で困難を抱えた場合や、周囲に体罰と受け取られかねない指導を見かけた場合には、教員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談することが必要です。

信頼される教職員・学校を目指して

## 体罰防止ハンドブック

「体罰」は暴力以外の何ものでもありません

あなたの大切な人が

他者から暴力を受けたとき

あなたはどのような気持ちになりますか？

令和元年12月

鹿児島県教育委員会

# 1 基本的な考え方

「体罰は法律違反であり人権侵害である」

「体罰は指導の行き過ぎではなく  
暴力以外の何ものでもない」

# 4 体罰の懲戒事案から

「感情的になった」

「体罰は悪いと分かっていたが手が出してしまった」

## 体罰は人権侵害

教職員と児童生徒との間には、「指導する者」と「指導される者」という、教育活動の本質に由来する立場の違いが存在し、また、教職員の年齢は一般的に児童生徒より上でもあることから、両者の関係においては、教職員が児童生徒より圧倒的な優位にあるという思い込みに至ることがあります。教職員であるという役割意識が、節度ある適切な教育活動に注がれるのではなく、優位に立っているという思い込みにより、道徳観がゆがめられ、体罰の発生につながる可能性があると考えられます。

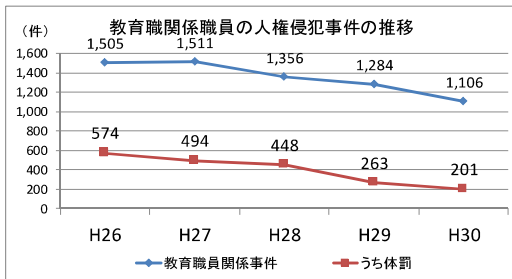
仮に児童生徒に対する指導を目的とするものであったとしても、指導が有形力を伴うとすれば、当該教職員の人権意識に重大な問題があるものと言わざるを得ません。

全ての教職員が、「体罰は法律違反であり人権侵害である」と認識し、体罰のない教育界とならなければなりません。

## 体罰が与える影響

子どもを叩いたり、蹴ったりする体罰は、子どもの心に深い傷を負わせることになります。また、体罰では、正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがあります。

体罰を受けた子どもは、表面的にはその怖さに従うそぶりを示しますが、内面的には不満や恨み、反発心などを持つようになり、教職員集団全体に対する不信感を抱かせる結果となります。



教職員と児童生徒との信頼関係が崩れれば、保護者・地域からの不信感が増し、やがては地域全体の信頼を失う結果となります。たった1回であっても体罰事件は確実に学校不信を招き、本来の学校教育の成果を上げることができなくなってしまいます。時に厳しさは求めても、どの保護者も自分の子どもが大切にされることを願っています。

## 鹿児島県における体罰の懲戒事案

勤務校内において、生徒1人の頭部を平手で少なくとも10回叩き、その後、3回にわたり同生徒の頭部を平手や拳で少なくとも1回ずつ叩いた。また、同日、別の生徒3人の頭部を拳で1回ずつ叩いた。

勤務校内において、児童1人の口元を1回叩き、下唇が鬱血する怪我をさせた。また、このことについて、校長に正しく報告しなかった。このほか、過去に少なくとも10回程度、児童の頭部を平手で叩くなどしていた。

勤務校の職員室において、生徒1人を指導する際、同生徒の頭部を平手で叩いた後、顔面に頭突き等を行い、同生徒に骨折の傷害を負わせた。また、過去に上司からその都度、指導を受けていたにもかかわらず、3回にわたり計5人の生徒の頭部を平手で叩くなどの行為を繰り返した。

勤務校内において、生徒1人の手を足で1回蹴った。また、これにより、同生徒に加療約4週間を要する手の小指の付け根を骨折する傷害を負わせた。



勤務校の体育館において、生徒1人の臀部を1回蹴り、同体育館の舞台上に押し付けた。また、過去に少なくとも13回、その都度生徒の足を蹴るなどした。

勤務校内において、生徒1人の頬を平手で少なくとも10回叩き、別の生徒の1人の頬を平手で少なくとも5回叩いた。また、同年、勤務校内において、生徒1人に対して不適切な発言を行い、同生徒に精神的苦痛を与えた。さらに、過去に少なくとも13回にわたり、その都度数名の生徒の頬を平手で叩くなどした。

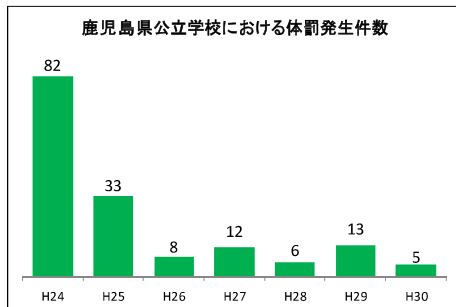


# 3 鹿児島県における体罰の実態

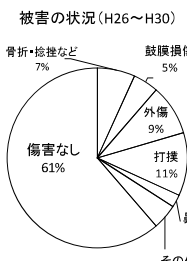
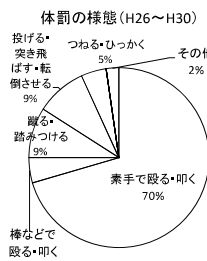
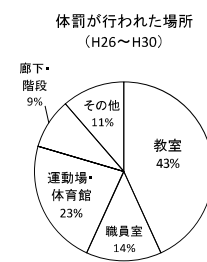
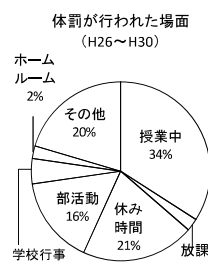
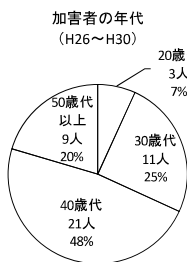
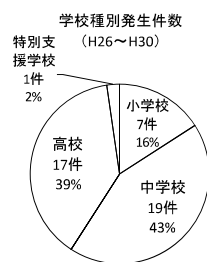
「体罰は毎年起こっており、根絶には至っていない」

## 体罰の実態

体罰の実態については、毎年文部科学省が調査を行い、全国の状況を発表しています。平成24年度については、他県で発生した体罰による自殺事案に伴う緊急調査が行われ、児童生徒や保護者へのアンケート調査を実施したことで、これまで見過ごされてきた軽微な事案が報告され、体罰件数が大幅に増加しました。その後も体罰は毎年起こっており、根絶には至っていません。



## 体罰の状況等



体罰の様態は「素手で殴る・叩く」が最も多く、次に「蹴る・踏みつける」、「投げ・突き飛ばす・転倒させる」が多く発生しています。また、被害の状況は、「傷害なし」が多くを占めており、「外傷」、「骨折・捻挫」などのけがを負わせたものもあります。

# 2 懲戒と体罰

「体罰は、学校教育法第11条において禁止されている」  
 「懲戒の内容が身体的性質のもの」と判断された場合は、体罰に該当する」

## 体罰の禁止及び懲戒

体罰は、学校教育法第11条において禁止されています。教員等は指導に当たり、児童生徒一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組む必要があります。懲戒が必要と認める状況においても、決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導する必要があります。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがあります。

**学校教育法 第11条**  
 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

## 体罰と懲戒の区別

教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の様態等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。

また、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）、児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当します。



## 体罰で問われる責任

- 行政上の責任
 

本県では、「学校職員の懲戒処分の指針」において右記のように定めています。
- 刑事上の責任
 

刑法により「暴行罪（第208条）」または「傷害罪（第204条）」に問われます。なお、禁固刑以上の刑が確定したときは、地方公務員法（第28条）により失職となります。
- 民事上の責任
 

体罰により被った傷害の治療費や精神的な損害に対する損害賠償責任が発生します。

**鹿児島県「学校職員の懲戒処分の指針」**  
 (14) 体罰  
 ア 体罰により児童生徒に重傷を負わせたり、体罰を常習に行ったりした教職員は、免職、停職又は減給とする。  
 イ ア以外の場合は、教職員の体罰の様態、児童生徒の怪我の状況等に応じて、処分を決定する。

# 児童生徒を守るべき教師が、児童生徒を苦しめていませんか？



安心して学べる環境  
の確保のために

問題行動等

怒りの感情(不快感)  
の解消のために

懲戒

体罰

- ・ 教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかについては、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があるあります。
- ・ 懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要です。

※ 肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる。

■ 退学・停学・訓告以外で認められると考えられるもの

- (例)
- 放課後等に教室に残留させる。
  - 授業中、教室内に起立させる。
  - 学習課題や清掃活動を課す。
  - 立ち歩きが多い児童生徒を叱って席につかせる。
  - 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

■ 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使

- (例)
- 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

■ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- (例)
- 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴っていた児童の両肩をつかんで引き離す。
  - 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

■ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 殴る 蹴る 等

■ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる。等

(例)

- 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てる児童を、突き飛ばして転倒させる。
- 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- 立ち歩きが多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕をひいたところ生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩(たた)く。
- 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片付けが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。



野球部監督が、懲戒のため5名の野球部員に暴行を加え、11名に全裸でのランニングを強要。

「やにわに投げ飛ばしたり、顔面を手拳で5、6回殴打したりするなどの暴行は、体罰であることは明らか」と違法性を認定。

(岡山地裁 平19.3)

体育大会練習時に障害のある生徒の座り込みに対し教師の加えた殴打は、教育現場で起こりがちないわゆる「体罰」とは異なり、単なる暴力行為というほかならぬ違法性の強い行為である。

(神戸地裁 平17.11)



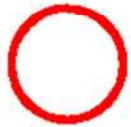
★ 重視したい指導観：『子ども理解』と『子どもとの信頼関係の構築』

安心して学べる環境  
の確保のために

問題行動等



懲戒



体罰

※ 肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる。

■ 退学・停学・訓告以外で認められると考えられるもの

(例)

- 放課後等に教室に残留させる。
- 授業中、教室内に起立させる。
- 学習課題や清掃活動を課す。
- 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

■ 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ず行った有形力の行使

(例)

- 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

■ 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

(例)

- 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴って

■ 身体に対する侵害を内容とするもの

- ・ 殴る 蹴る 等

■ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・ 正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる。 等

(例)

- 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕をひいたところ生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩(たた)く。
- 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片付けが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

